

## 銚子市公正図書館広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、銚子市民間企業等の広告の取扱いに関する規則（平成20年銚子市規則第41号。以下「規則」という。）第4条の規定により、銚子市公正図書館配布用図書館カレンダー、新着図書案内及び図書貸出用レシート（以下「図書館広告掲載物」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象等)

第2条 広告を掲載する図書館広告掲載物及び掲載期間は、次の表のとおりとする。

区分	掲載物名	掲載期間
A 広告 1	配布用図書館カレンダー (4月～9月・10月～翌年3月の前期・後期発行)	4月から翌年3月までの間
A 広告 2	新着図書案内(毎月発行)	
B 広告	図書貸出用レシート	

(広告掲載の規格)

第3条 広告の規格は、原則として次の表のとおりとする。

区分	大きさ	刷り色
A 広告 1	縦7.0 cm×横5.0 cm	市の指定する1色
A 広告 2	縦10.0 cm×横15.0 cm	市の指定する1色
B 広告	縦4.5 cm×横5.5 cm	感熱紙による出力(黒色)

(広告掲載のページ、位置等)

第4条 広告を掲載するページ、位置等は、別に定める。

(広告料)

第5条 広告料は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) A 広告 見積合わせにより決定し、最低応募価格は、12,000円(税込)とする。
- (2) B 広告 見積合わせにより決定し、最低応募価格は、24,000円(税込)とする。

(広告の募集方法)

第6条 市長は、広報紙、市ホームページ等に必要事項を掲載して、広告を掲載しようとする者（以下「掲載希望者」という。）を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、広告掲載者（以下「広告主」という。）となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

- (1) 前項の規定による公募に対し、応募がない場合
- (2) その他市長が必要と認める場合

(広告掲載の申込み)

第7条 掲載希望者は、別に市長が定めるときまでに、公正図書館広告掲載申込書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
- (2) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
- (3) 掲載しようとする広告案

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込みがあつたときは、速やかに申込書の内容を審査し、広告掲載の可否を決定しなければならない。

2 広告掲載の決定は、より高い応募価格を提示した者を広告主とする。ただし、同額の掲載希望者が複数ある場合は、市内業者を優先するものとし、それによつても決定できないときは、抽選の方法により広告主を決定するものとする。

3 市長は、広告主を決定したときは、その旨を掲載希望者に公正図書館広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

4 第12条第1項の規定により、広告の掲載決定を取り消した場合は、第2項第1号の規定により次点につけている掲載希望者を繰り上げて、順次広告主とする。

(広告原稿の提出)

第9条 前条の規定により掲載の決定を受けた広告主は、掲載に適した広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 市長は、広告掲載を決定した後の事情変更等により、広告の内容等が掲載基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し、広告の内容

等の変更を求めることができる。

2 広告主は、市長と協議の上、広告内容を変更することができる。ただし、既に印刷された配布用図書館カレンダー又は新着図書案内は、変更できないものとする。

(広告料の納入)

第11条 広告主は、前項の広告原稿を提出した後、広告料を市長の指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定された期日までに広告料の納付がないとき。
- (2) 指定された期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主及び広告の内容が各種法令に違反している、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、図書館広告掲載物への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、広告の掲載を取り消したときは、広告主に公正図書館広告掲載決定取消通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。この場合において、既に掲載された広告については、可能な範囲において回収するものとする。

3 第1項の取り消しにより、広告主に損害が生じても市長は一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、広報紙への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告料は返還しない。この場合において、既に掲載された広告の取り扱いは、前条第2項後段に準ずるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要とする事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。